

内閣参質一九八第三〇号

平成三十一年四月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員石上俊雄君提出コネクテッド・インダストリーズ税制の連結法人への適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

O

参議院議員石上俊雄君提出コネクテッド・インダストリーズ税制の連結法人への適用に関する質問に
対する答弁書

情報連携投資等の促進に係る税制については、データ連携及び利活用による生産性向上の取組を支援することを目的として創設したものであり、この税制においては、革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の措置を講じているが、設備投資に係る法人税額の特別控除については、特定の業種など個々の法人の属性に着目して講じられていること等から、基本的には連結グループ内の各法人ごとに計算することとしている。引き続き、この措置を活用しデータ連携及び利活用の推進に取り組んでまいりたいと考えている。

O

O